

関東学院大学大沢記念建築設備工学研究所 委託研修内規

(昭和56年7月22日制定)

(趣旨)

第1条 この内規は、関東学院大学大沢記念建築設備工学研究所規程第3条第3号の学外からの委託による研修（以下「研修」という。）の取扱いについて定める。

(受託手続)

第2条 研修の願い出があった場合には、所長は委託者から研修を受ける者（以下「研修者」という。）の氏名・希望する研修の内容、研修の期間等、必要事項を記載した願書の提出を求めるものとする。

(担当責任者の決定)

第3条 研修を受託するにあたり、所長は、研究所運営会議の議に基づき、その研修に適する担当責任者を定める。

(研修時期及び期間)

第4条 研修者の受入れは、原則として4月及び10月とし、研修期間は研修の内容等に応じ、3箇月以上1年以内とする。ただし、委託者から研修継続の希望が出された場合には、その都度必要な期間を延長することができる。

(研修費用)

第5条 委託者が研修のために納入する費用（以下「研修費」という。）は、「研究生に関する規程」に基づく学費を準用し、次の各号のとおりとする。

(1) 研修費

ア 在籍料（1人につき）

6箇月以内 研究生在籍料（建築・環境学部）の年額の1/2

6箇月を超え1年以内 研究生在籍料（建築・環境学部）の年額

イ 実験実習費（必要な場合に限る。1人につき）

6箇月以内 研究生実験実習費（建築・環境学部）の年額の1/2

6箇月を超え1年以内 研究生実験実習費（建築・環境学部）の年額

ただし、特別な実験実習費を伴う場合においては、その都度委託者と協議のうえ決めることがある。

ウ 研修期間を延長する場合の在籍料及び実験実習費については、上記ア、イを準用する。

(2) 納期

納期は、研修受託決定後1週間以内とする。また、研修開始後の期間延長の場合には、期間更改決定後1週間以内とする。

(研修費の取扱い)

第6条 研修費（在籍料・実験実習費）は、大学の経常部収入として処理し、実験実習費の支出については、研究所費として取扱う。

(その他)

第7条 委託者からの願い出により、研修者に在籍証明書を発行することができる。

(内規の改廃)

第8条 この内規の改廃は、研究所運営会議の議を経て、学長が行う。

附 則

1 この内規は、昭和56年7月22日から実施する。

2 この内規は、平成20年3月27日から改正施行する。

附 則

この内規は、平成25年2月13日に改正し、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、2016年4月14日から改正施行する。